

平成27年3月13日

## まちづくり委員会資料

### 陳情の審査

陳情第196号 川崎市として中央新幹線川崎環境保全事務所の設置を  
JR東海に求めることを要請する陳情

### <添付資料>

- |     |                        |
|-----|------------------------|
| 資料1 | リニア中央新幹線計画の概要          |
| 資料2 | リニア中央新幹線計画の主な経緯及び今後の予定 |
| 資料3 | 中央新幹線神奈川工事事務所 川崎分室について |

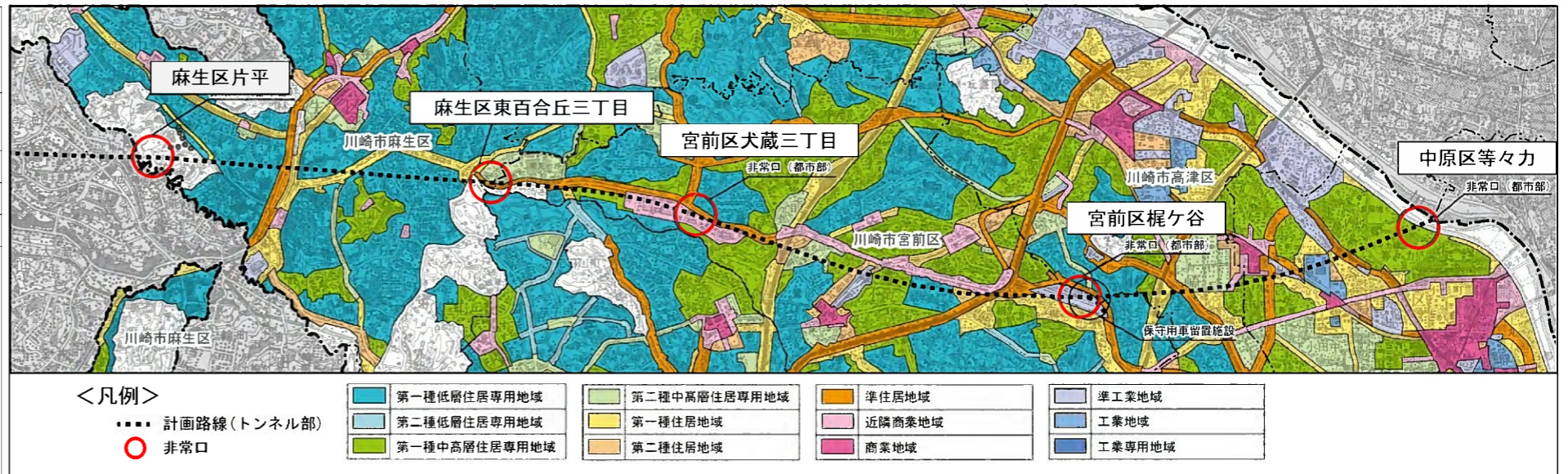
まちづくり局



## 1 中央新幹線計画の内容

名称及び種類	名称：中央新幹線 品川・名古屋間 種類：新幹線鉄道の建設（環境影響評価法第一種事業） 事業者：東海旅客鉄道株式会社
事業実施区域の起終点	起点：東京都港区、終点：愛知県名古屋市 主要な経過地：甲府市付近、赤石山脈（南アルプス）中南部
走行方式	超電導磁気浮上方式
最高設計速度	505キロメートル/時
工事予算	総工事費：5兆5,235億円
路線概要	「中央新幹線 品川・名古屋間」の路線は、東京都内の東海道新幹線品川駅付近を起点とし、山梨リニア実験線（全体で42.8 km）、甲府市付近、赤石山脈（南アルプス）中南部を経て、名古屋市内の東海道新幹線名古屋駅付近に至る、延長約 286 km（地上部約 40 km、トンネル約 246 km）の区間である。 駅については、品川駅付近、名古屋駅付近のほか、神奈川県内、山梨県内、長野県内、岐阜県内に一駅ずつ設置する計画である。

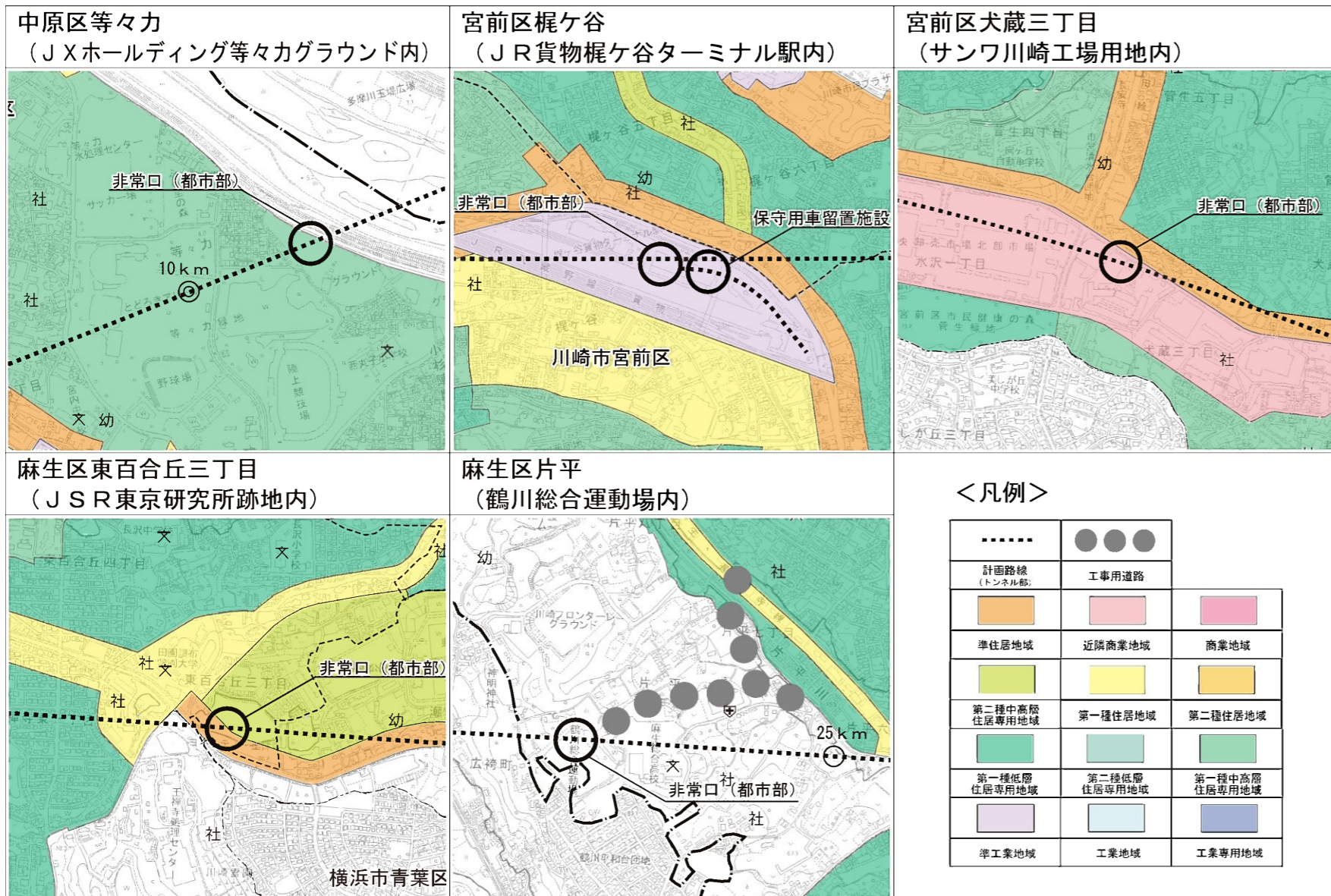
## 2 市内の路線概要



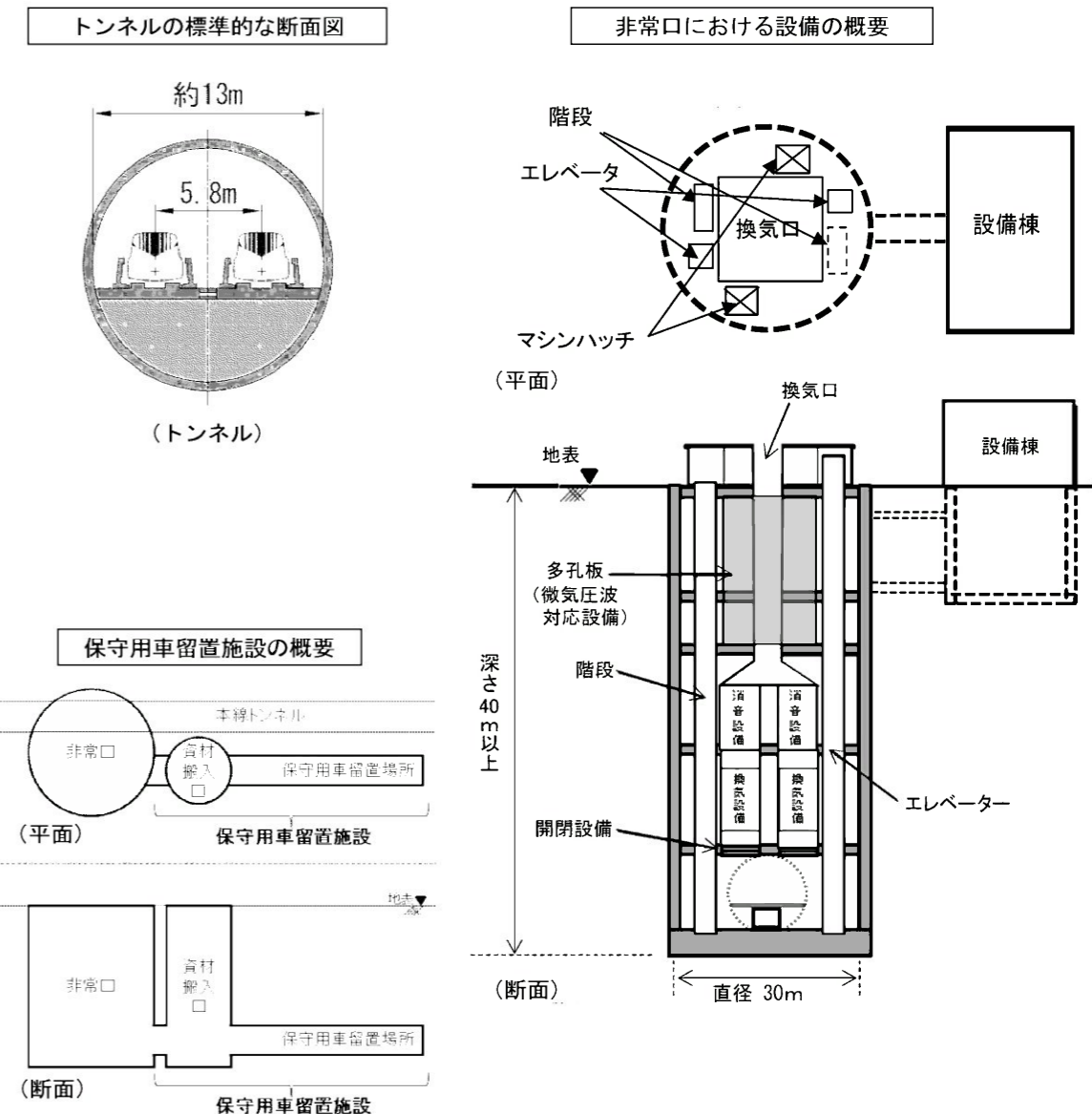
1～4の項目は、JR東海が作成した次の資料から、川崎市が説明用に抜粋、加工したものである。  
 ・「中央新幹線（東京都・名古屋間）環境影響評価書（神奈川県）」（平成26年8月）  
 ・「中央新幹線（東京都・名古屋間）法対象条列環境影響評価書（川崎市）」（平成26年8月）  
 ・「中央新幹線品川・名古屋間工事実施計画（その1）」（平成26年8月）

## 3 市内の非常口等計画地の概要

※ 図中の○は直径100m



## 4 市内の施設・設備の概要





年 月	事 柄
昭和48年	・運輸大臣が、全国新幹線鉄道整備法に基づく基本計画を決定
昭和49年～	・運輸大臣の指示による地形・地質調査等（～平成21年）
平成19年	・JR東海が、中央新幹線を全額自己負担で建設することを発表
平成22年 2月～ 平成23年 5月	・国土交通大臣が、交通政策審議会に対し、「営業主体及び建設主体の指名並びに整備計画の決定について」諮問 ・交通政策審議会（陸上交通分科会鉄道部会中央新幹線小委員会）が、「営業主体及び建設主体の指名並びに整備計画の決定について」答申 ・国土交通大臣が、全国新幹線鉄道整備法に基づき、中央新幹線の建設主体及び営業主体としてJR東海を指名し、整備計画（東京都・大阪市間）を決定の上、JR東海に対して建設を指示
平成23年 6月～ 7月	・JR東海が、改正環境影響評価法の趣旨を踏まえ、中央新幹線（東京都・名古屋市間）の「計画段階環境配慮書」を公表（3km幅の概略のルート、直径5km円の概略の駅位置等の計画概要や環境配慮事項等）
平成23年 9月～ 平成24年 1月	・JR東海が、環境影響評価法及び川崎市環境影響評価条例に基づく「環境影響評価方法書」を公告（環境影響評価の項目、調査、予測及び評価の手法） ・JR東海が、市内の5区（中原、高津、宮前、多摩、麻生）で計9回の説明会を開催 ・川崎市環境影響評価審議会で審議 ・川崎市が、環境影響評価方法書に対する市長意見を県知事に提出及び公表するとともに、「法対象条例方法審査書」をJR東海宛て送付及び公告
平成24年 8月	・JR東海とリニア中央新幹線建設促進神奈川県期成同盟会が共催で、相模原市において任意の中央新幹線計画（東京都・名古屋市間）の説明会を開催
平成25年 7月	・JR東海とリニア中央新幹線建設促進神奈川県期成同盟会が共催で、市内において任意の中央新幹線計画（東京都・名古屋市間）の説明会を開催
平成25年 9月～ 平成26年 2月	・ <b>JR東海が、環境影響評価法及び川崎市環境影響評価条例に基づく「環境影響評価準備書」を公告</b> （具体的なルート及び非常口5か所の位置並びに環境影響の調査、予測及び評価の結果等） ・JR東海が、市内の4区（中原、高津、宮前、麻生）で計11回の説明会を開催 ・川崎市が、公聴会を2回開催、川崎市環境影響評価審議会で審議 ・ <b>川崎市が、環境影響評価準備書に対する市長意見を県知事に提出及び公表するとともに、「法対象条例審査書」をJR東海宛て送付及び公告</b> <b>&lt;市長意見及び審査書の主な内容（問合せ等窓口の設置）&gt;</b> <b>○ 関係住民の問合せ等の窓口として、川崎市内に環境保全対応の事務所を速やかに設置し、その周知を図る必要がある。</b>
平成26年 3月～	・JR東海が、大深度地下使用法に基づく「事前の事業間調整」手続を開始（事業概要書に関する任意の説明会を開催）
平成26年 4月～ 8月	・JR東海が、環境影響評価法に基づく確定前の「環境影響評価書」を国土交通大臣に送付 ・国土交通大臣が、環境大臣意見を踏まえて、大臣意見をJR東海宛て送付 ・ <b>JR東海が、同法及び川崎市環境影響評価条例に基づく「環境影響評価書」を公告（事業実施制限の解除）</b> <b>&lt;JR東海の見解（問合せ等窓口の設置）&gt;</b> <b>○ 工事の実施にあたっては、工事に関わる意見等を直接伺う窓口を設置し、質問に対し丁寧に対応することで、理解をさらに深めて頂けるよう努めていく。</b> <b>○ 川崎市内の窓口については、工事実施計画の認可の時期に合わせて、設置したいと考えている。</b>
平成26年 8月～ 10月	・JR東海が、全国新幹線鉄道整備法に基づく「工事実施計画」について国土交通大臣に認可申請 ・国土交通大臣が、同法に基づく「工事実施計画」を認可 ・JR東海が、相模原市に中央新幹線神奈川工事事務所を開設
平成26年 11月	・ <b>JR東海が、中央新幹線神奈川工事事務所 川崎分室を開設</b>
平成26年 11月～ 平成27年 2月	・JR東海が、市内4区（中原、高津、宮前、麻生の各区の単位及び地区の単位）で計15回の事業説明会を開催
今 後	・ <b>JR東海が、測量、設計協議、工事説明会を行い、その後、実際の工事を開始</b> ・JR東海が、大深度地下使用法に基づき「使用認可」について国土交通大臣に申請（申請後は、審査が行われ、使用の認可の要件を全て充足しているときに認可が行われる。）
平成39年想定	・品川・名古屋間の営業開始
平成57年想定	・大阪市まで営業開始

1 川崎分室の開設

平成26年11月4日  
東海旅客鉄道株式会社

中央新幹線神奈川工事事務所 川崎分室の開設について

神奈川県東部の沿線地域の皆様からのご意見やご質問に対応する場所として、中央新幹線神奈川工事事務所の川崎分室を開設しますので、下記の通りお知らせ致します。

1. 所在地

中央新幹線神奈川工事事務所 川崎分室  
神奈川県川崎市中原区上丸子八幡町 1458-13 東海道新幹線高架下  
(東急東横線新丸子駅徒歩7分)

※沿線地域の皆様からのご意見やご質問に対応する場所として使用します。社員は常駐しておりませんので、川崎分室でのご対応を希望される方には、事前に相模原市にある中央新幹線神奈川工事事務所にご連絡を頂くこととさせていただきます。

中央新幹線神奈川工事事務所 042-861-4505 (営業時間 平日9時~17時)



2. 開設日

平成26年11月5日 (水)

2 JR東海の見解

(1) 工事事務所 (川崎分室) の設置について

環境影響評価の実施に伴う環境保全事務所の設置に続き、工事実施計画の認可に伴い、きめ細かな工事の安全・品質・工程管理や地域住民の対応のため、神奈川県内では駅を設ける相模原市に工事事務所を設置した。

川崎市を含む県東部の地区においては、相模原市から距離が離れており、かつ沿線人口が多く、これまでに保全事務所への問い合わせ数も多かったことから、近隣で対応できる窓口を確保するために川崎分室を設置した。

川崎分室においては、環境保全に関する意見質問についても対応する。

(2) 常駐の社員がいないことについて

川崎分室での対応を希望する場合は、事前に神奈川工事事務所へ連絡し予約いただき、日時を調整した上で工事事務所所員が分室へ出向いて対応する。

(3) 電話を設置していないことについて

質問・意見は一括管理をしたほうが迅速に対応できると考え、連絡先は神奈川工事事務所に集約させていただいている。

(4) 今後の体制について

神奈川県東部の今後の体制については、事業の進捗をみて検討していく。  
工事開始前までに、地元の皆様からの意見・問合せに対応できる体制を施工会社とともに整えていきたいと考えている。

※ 平成26年11月4日付け 東海旅客鉄道株式会社 報道発表資料を川崎市が説明用に加工したものである。